主 文

本件各上告を棄却する。

被告人Aの当審における訴訟費用は同被告人の負担とする。

理 由

被告人B、同A、同C並びに被告人B、同Cの弁護人柴田元一、被告人Aの弁護 人高野純二郎の各上告趣意について、

論旨はいずれも量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条に該当しない。

被告人Dの弁護人桝井雅生、同小泉英一の上告趣意第一点について、

論旨は事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条に該当しない。

同第二点について、

しかし、相被告人の供述を被告人の自白の補強証拠としても、憲法三八条第三項の規定に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二二年(れ)一六七号同二三年七月一九日大法廷判決)とするところであるから論旨は採用できない。

同第三点について、

論旨は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条に該当しない。

また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月一六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官

裁判官 谷 村 唯 一 郎